

宮崎県における
持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

平成 11 年 12 月

宮 崎 県

宮崎県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の
公表について

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第1項の規定により、「宮崎県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を次のとおり定めたので、公表する。

平成11年12月28日

宮崎県知事 松形祐典

宮崎県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針 目次

宮崎県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の公表について

導入指針策定の趣旨	1
導入指針の基本的事項	2
導入指針における持続性の高い農業生産方式について	2
地帯別・作物別持続性の高い農業生産方式	3
普通作物	3
早期水稻、普通期水稻、麦、秋大豆、そば	
果樹	9
温州みかん、中晩柑類、ぶどう、なし、くり、かき、もも、マンゴー	
特用作物	19
茶、たばこ	
野菜	21
キュウリ、ビーマン、トマト、メロン、スイカ、かぼちゃ、ニガウリ、ズッキーニ、 ししとうがらし、ナス、イチゴ、オクラ、スイートコーン、キャベツ、はくさい、 レタス、ほうれんそう、ブロッコリー、にら、深ねぎ、こねぎ、たまねぎ、らっきょう、 おおば、ばれいしょ、さといも、かんしょ、だいこん、ごぼう、にんじん	
花き類	62
キク、バラ、スイートピー、デルフィニウム、トルコギキョウ、ほおずき、葱	
飼料作物	70
飼料用トウモロコシ・ソルガム	
導入計画の認定	71
導入計画の作成者	71
導入計画の作成等	71
導入計画の内容	71
導入計画の認定基準	71
導入計画の変更等	72
農業改良資金助成法の特例	72
税制の特例	73
その他	73
報告の微取・罰則	73
別記様式 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書」	75
別表 1 税制上の特例措置の対象となる農業用の機械及び装置別表	79
2 法律施行規則に定められた技術的具体的内容及び 指導上の留意事項	80

「宮崎県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」 策定の趣旨

農業が、将来にわたってその多様な機能を發揮していくようにするためにには、農業生産のあり方について、環境と調和しつつ持続的な生産を行うことが可能であるという農業本来の特質を、十分活かせるようなものとすることが重要である。

このため、従来から土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減を図ってきたところであるが、このような農業生産方式への取組をさらに促進することが必要であり、また、化学肥料や農薬の使用を控えた農産物等に対する消費者・実需者のニーズが高まっている。

このような状況にかんがみて、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図るために、「持続的な農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下『法律』といふ。）」が制定され、それに取り組む農業者に対する支援措置等が講じられることになった。

この「宮崎県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下『導入指針』といふ。）」は、法律に基づく支援措置の対象となる「持続性の高い農業生産方式」として、本県に導入可能な技術を作物の特性に即して具体的に示したものであり、農業者が法律に基づく支援措置の対象となるために必要な「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下『導入計画』といふ。）」を作成し、導入計画の認定を受けるための前提になるものとして定めたものである。

第1 導入指針の基本的事項

- 1 法律に基づく支援措置の対象となる「持続性の高い農業生産方式」は、土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進、その他良好な培農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、土づくりのための有機質資材の施用、肥料の施用及び病害虫や雑草の防除に関する技術のうち、土壤の性質の改善、化学肥料及び化学農薬の使用の低減の効果が高いものすべてを用いて行われるものである。
- 2 この生産方式は、次のような性格を備えており、将来にわたって農業生産を持続的に行うことができるような性質が特に高いものであると位置づけられるものである。
 - (1) 粧肥等の活用により、農業生産の基盤である農地について、土壤に由来する農業生产力の維持増進を図ること。
 - (2) 化学肥料及び化学農薬の使用を減少させる技術の利用により、農業生産に伴う環境負荷の低減を通じ、良好な培農環境の確保に資すること。
 - (3) その生産物の量や質の水準を従来の生産方式の水準から低下させるようなものではなく、かつ、経営的な合理性を有しているものであること。
- 3 上記2の場合において、当該生産方式が「持続性が高い」ということを担保するとともに、法律に基づき農業改良資金及び国税の特例措置が講じられることから、個別の統一的な適用を確保するためにも、土壤の性質の改善、化学肥料及び化学農薬の使用の低減の効果が高い技術を各一つ以上選定し、これらを全て用いることが必須となる。

第2 導入指針における持続性の高い農業生産方式について

- 1 法律第3条第2項第1号に基づいて、主要作物の主要作型別に、法律第2条の各号に基づく規則別表第一、第二及び第三に定められている技術（別表2）の中から、適用可能な技術を取り入れて作成したものである。

第3 地域別、作物別持続性の高い農業生産方式

I 普通作物

1 早期水稻

(1) 広域沿海地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、日向灘に面した海岸沿いの南北に長く、おおむね平坦で、温暖な気候と河川沿いに開けた沖積水田が中心の地帯であり、一部で普通期水稻と混耕作地帯が含まれる。品種は、早生の「コシヒカリ」が96%を占める。

生産の方式は、完熟堆肥の適量施用で土づくりを図るとともに、土壤診断と米の食味特性分析に基づく肥料の適量施用で、収量及び品質の維持、向上に努め、うまい米を生産することが重要である。

病害虫の防除は、発生予察に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 沖積5kg、火山灰 6kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術 3. 除草用動物利用技術 ^①	対象病害虫等 雑草 〃 〃
その他 留意事項	・長期強効型殺虫殺菌剤の育苗箱施薬は効率的である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 除草用動物利用技術には、スクミリングガイは含まれない。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の助行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

水稻用の肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のために、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適切アドバイスを受けることが重要である。

(2) その他の地域 広域沿海地域に準じる。

2 普通期水稻

(1) 広域露島地域と県北東部沿海地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、県西南部の露島山麓に広がる盆地および県北東部の沿海平地地帯で、土壤は肥沃なところが多く、水稻の収量性も比較的高い。

品種は、中・晚生種主体である。

生産の方式は、完熟堆肥の適量施用で土づくりを図るとともに、土壤診断と米の食味特性分析に基づく肥料の適量施用で、収量及び品質の維持、向上に努め、うまい米を生産することが重要である。

病害虫の防除は、発生予察に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくない肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 沖積5kg、火山灰 6kg/10a以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術		対象病害虫等
	1. 機械除草技術	雑草	
	2. マルチ栽培技術	〃	
	3. 除草用動物利用技術 ^④	〃	
その他 留意事項	・長期残効型殺虫殺菌剤の育苗箱施薬は効率的である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

注) 除草用動物利用技術には、スクミリングガイは含まれない。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の助行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協などで土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

水稻用の肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

(2) 西北山間地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、県西北部の中山間地帯であり、水田は、山あいに点在しており、火山灰土壌が多い。気温は、県内ではやや低く、品種は、早生～中生種が作付けされる。

生産の方式は、完熟堆肥の適量施用で土づくりを図るとともに、土壤診断と米の食味特性分析に基づく肥料の適量施用で、収量及び品質の維持、向上に努め、うまい米を生産することが重要である。

病害虫の防除は、発生予察に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 沖積5kg、火山灰 6kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
1. 機械除草技術	雑草		
2. マルチ栽培技術	〃		
3. 除草用動物利用技術 ^④	〃		
その他 留意事項	・長期残効型殺虫殺菌剤の育苗箱施薬は効率的である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

注) 除草用動物利用技術には、スクミリングガイは含まない。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の助行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

水稻用の肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

(3) その他の地域 広域霧島又は西北山間地域に準じる。

3 農業

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本県の農業は、主に水田裏作として栽培されている。温暖多雨な気候のため、成熟期に降雨に遭遇する機会が多く、赤かび病などの病害の被害が多い。このため、品質が不安定で、生産は低迷している。

こうした条件下での生産の方式は、輸作体系を形成して連作を回避するとともに、完熟堆肥の適量施用で土づくりを図って、土壤診断に基づく適正施肥を行い、生産の安定に努めることが必要である。

雑草は中耕培土で発生を抑え、病害虫は、発生予察に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の日安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛糞堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 8.5kg/10a以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術	対象病害虫等 雑草
その他 留意事項	使用の日安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壌診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

4 秋大豆

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本県の大豆は、主に水田に米の転作作物として栽培されている。温暖多雨な気候のため、播種期や開花期に降雨に遭遇する機会が多く、水田での作付けが多いこともあって、霜害と紫斑病、ハスモンヨトウ、カメムシなどの病害虫の被害もかなり多い。このため、生産が不安定で、品質、収量は低迷している。

こうした条件下での生産の方式は、輪作体系を形成して連作を回避するとともに、完熟堆肥の滴灌施用で土づくりを図り、土壤診断に基づく適正施肥を行って生産の安定に努めることが必要である。

雑草は中耕培土で発生を抑え、病害虫は、発生予察に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機物施用技術		牛ふん堆肥換算で 0.8t／10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 2kg／10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. 機械除草技術	雑草	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

①土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

②発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

5 そば

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本県のそばは、秋そばの栽培が多く、品種は4倍体の「みやざきおおつぶ」と「在来種」があり、水田が6.5%、畑が3.5%で、水田は早期水稻の後作と畠の転作として、畠は野菜や飼料作物と作付体系に組み込まれて栽培されている。県内全域で栽培がみられるが、比較的作付けの多い産地は南那珂、北諸県、児湯地域である。特に、児湯地域は、早期水稻跡地の効率利用を目的に平成2年から町とJA、普及センターが一体となって作付けを推進し、生産組織の育成と大豆そば用コンバインの導入で収穫作業の機械化が図られている。

温暖多雨な気候のため、播種から生育初期に降雨に遭遇する機会が多く、水田での作付けが多いこともあって被害が多い。このため、生産が不安定で、品質、収量は低迷している。一方、そばの市場価格は、9,000~10,000円/45kg程度であり基幹作物としては魅力に乏しい。

こうした条件下での生産の方式は、早期水稻、集たばこ、食用かんしょ、さといも、飼料作物などと作付体系の中で、補完作物として土地の高度利用と主幹作物の雑草防止と連作障害防止等清浄作物として導入し、一方では水田転作の補助金と、製粉、製麺加工して付加価値をつけること等により収益の向上に努めることが必要である。

そばの栽培では、雑草、病害虫の発生は少ないので、基本的には農薬による雑草、病害虫の防除は、使用しないで栽培すべきである。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1.土壤診断に基づく肥料等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で0.8t/10a
化学肥料低減技術	1.有機質肥料施用技術	窒素成分量2.5kg/10a以下
化学農薬低減技術	導入する個別技術 1.機械除草技術	対象病害虫等 雑草:メヒシバ、オヒシバ
その他留意事項	・50cm幅の条間で楽耕栽培とする。 ・徹底して排水対策を講じる。 ・牛ふん堆肥の施用量1tにつき、基肥の摂取量を2kg/10a減肥する。 ・発生予察に基づく適期防除を行う。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

II 果樹

6 温州みかん（露地栽培）

(1) 広域沿海地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、火山灰土壤及び第3期層化土壤を主とした鉱質土壤が分布している。生産方式は、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、アザミウマ類に対する忌避効果や除草効果をねらったマルチ栽培や機械除草を行い、高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 20~30kg/10a以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 2. 機械除草技術	対象病害虫等 雑草、害虫 雑草
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、上質や品種により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準(宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会)」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減量する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

①土壤診断の助行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

②きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除専門員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

(2) その他の地域 広域沿海地域に準じる。

7 温州みかん（施設栽培）

(1) 広域沿海地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、火山灰土壌及び第3期層風化土壌を主体とした鉢質土壌地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

施設栽培のため病気の発生は少ないが、害虫の発生が多くなるので施設外からの侵入を防止するためネット被覆を行うとともに機械除草や高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 15~20kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草、害虫 〃
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、栽培型により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準（宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会）」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

(2) その他の地域 広域沿海地域に準じる。

B 中晚柑類（露地栽培）

(1) 広域沿海地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、火山灰土壌及び第3期風化土壌を主体とした鉱質土壌が分布している。生産方式は、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥、肥効調節型肥料の施用等を組み合わせた施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、草生栽培での機械除草や高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の削減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 19~30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草 〃
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、土質や品目により異なり。平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準(宮崎県農政水産部・宮崎県土壌肥料対策協議会)」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壌診断の施行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品目の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

(2) その他の地域 広域沿海地域に準じる。

9 中晚柑類（施設栽培）

（1）広域沿海地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本地域は、火山灰土壌及び第3期層風化土壌を主体とした鈍質土壌地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

施設栽培のため病気の発生は少ないが、害虫の発生が多くなるので施設外からの侵入を防止するためネット被覆を行うとともに機械除草や高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 18~30kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草 〃
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、土質や品質により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準（宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会）」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の施行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品目の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

（2）その他の地域 広域沿海地域に準じる。

1.0 ぶどう（トンネル栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

火山灰土壌及び第3期層化土壌を主体とした鉱質土壤地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥等による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、県内のぶどうは、雨よけ栽培されているので全体的に防除回数は少ない。

このため、機械除草による除草剤散布の節減を基本とし、高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 8~20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. 機械除草技術	雑草
	2. マルチ栽培技術	〃
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥や堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、土質や品種により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準(宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会)」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

1.1 ぶどう（施設栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

火山灰土壤及び第3期淋風化土壤を主体とした鈣質土壤地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適量施用等による施肥効率の向上と収穫の維持を図ることが必要である。

また、機械除草による除草剤散布の節減を基本とし、高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 8~20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. 機械除草技術。 2. マルチ栽培技術	雑草 〃
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、堆肥の施肥量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、品種により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準（宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会）」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壌診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

②きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

1.2 なし（畠地栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

火山灰土壤及び第3期開拓化土壤を主体とした鉱質土壤地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、機械除草や高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の日安						
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2t/10a						
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 13~20kg/10a以下						
化学農薬 低減技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入する個別技術</th> <th>対象病害虫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 機械除草技術</td> <td>雑草</td> </tr> <tr> <td>2. マルチ栽培技術</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>		導入する個別技術	対象病害虫等	1. 機械除草技術	雑草	2. マルチ栽培技術	〃	
導入する個別技術	対象病害虫等								
1. 機械除草技術	雑草								
2. マルチ栽培技術	〃								
その他 留意事項	使用の日安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。								

注) 使用の日安としての窒素成分量は、土質により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準(宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会)」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減量する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壌診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

13. く（耕地栽培）

(1) 塵内企城

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

火山灰土壤及び第3期磨風化土壤を主体とした鈣質土壤地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適量施用と草生栽培を組み合わせた施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、機械除草や高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 22~25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術		対象病害虫等
1. 機械除草技術		雑草	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

注) 使用の目安としての窒素成分量は、土質により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準(宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会)」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

1.4 かき・もも（露地栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

火山灰土壌及び第3期層風化土壌を主体とした鈍質土壌地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、機械除草や高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壌診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 15~17kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草 〃
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、土質により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準（宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会）」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壌診断の施行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壌診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

1.5 マンゴー（施設栽培）

(1) 県内全域

ア 基本的持続性の高い農業生産方式の内容

火山灰土壌及び第3期層風化土壌を主体とした鉱質土壌地域に属しており、完熟堆肥の施用を主体とした土づくりを図るとともに、土壤診断や葉分析に基づく適正施肥による施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

また、害虫の発生を抑制するマルチ栽培やネット被覆を行うとともに高度な発生予察等に基づく適期防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 13~20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草 雑草、害虫
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 使用の目安としての窒素成分量は、土質により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準（宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会）」に準じるが、肥効調節型肥料を施用する場合は2割程度減肥する。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等を土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② 細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

III 特用作物

1.6 茶

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

茶の栽培は火山灰土壌を中心とした台地や丘陵地で行われている。生産方式は、良質堆きゅう肥による土づくりを図るとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料や有機質肥料の施用により、施肥効率の向上と収量・品質の維持を図ることが重要である。

病害虫防除は、発生予察に基づく適期防除の励行と、生物農薬利用などにより、農薬散布回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安				
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく綠肥作物利用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a				
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 50kg/10a以下				
化学農薬 低減技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入する個別技術</th> <th>対象病害虫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生物農薬利用技術 顆粒病ウイルスの利用</td> <td>害虫</td> </tr> </tbody> </table>		導入する個別技術	対象病害虫等	1. 生物農薬利用技術 顆粒病ウイルスの利用	害虫	
導入する個別技術	対象病害虫等						
1. 生物農薬利用技術 顆粒病ウイルスの利用	害虫						
その他 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の密氮量を減らす。 ・有機物の連用は、腐植の増加、土壤の團粒化等が促進されて保肥力が向上する。 ・全面施肥及び追肥体系とする。(土とよく混和する) 						

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

土壤診断に基づく適時適切な旗肥、堆きゅう肥の施用等の土づくりによる根の健全化と土壤の保肥力の向上、肥効調節型肥料や硝酸化成抑制剤の利用による施肥量の削減等の技術を組み合わせた適正施肥の徹底を図る。

③ 農薬の安全使用

茶の安全性に鑑み農薬安全使用基準等の厳守徹底を図る。

④ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入に当たっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

1.7 葉たばこ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

葉たばこは県内全域の畑地、水田で栽培されており、畑地では養分のアンバランスが顕在化してきているところも見られる。このため、反転整地の実施や良質な堆肥による土づくりを図るとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料や有機質肥料の施用により、施肥効率の向上と収量・品質の維持を図ることが重要である。マルチ栽培を基本とし、輪作や耕種的防除を行って、農薬散布の回数全体の削減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 1t/10a
化学肥料低減技術	1. 局所施肥技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 10kg/10a 以下
化学農薬低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草、病害虫	
その他留意事項	・ 使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。 ・ 汚染物の連作は避け2~3年の輪作とする。 ・ 残乾は早めに場外へ持ち出す。 ・ たばこと馬鈴薯の隣接作付けは避ける。 ・ 追肥や培土は絶対にしない。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協などで土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

栽培するたばこ作の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

IV 農業

1.8 施設育苗（促成栽培、促成つる下げる栽培、抑制栽培、半促成栽培、早熟栽培、雨除け栽培）

（1）県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は6つの作型で県内全域で行われている。堆肥の多量適用により、地力が高くなっているところが多く、また、養分のアンバランスが顕在化しているところもみられる。このため、良質の堆肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の日安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 4~6t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. 生物農薬利用技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	- 土壌消毒として改良太陽熱消毒が有効である。 - 使用の日安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の施肥量を減らす。		

注) 作型とN施肥量の日安

ハウス抑制：36kg/10a 促成：48kg/10a 促成（つる下げ）：56kg/10a

半促成（後作）：20~24kg/10a ハウス早熟（後作）：12~16kg/10a

雨除け栽培：40kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壌の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② 細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

⑤発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく天敵農業等による防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

1.9 露地きゅうり（高冷地普通栽培、高台普通栽培、露地抑制栽培、露地早熟栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は4つの作型で県内全域で行われている。堆肥の多量通用により、地力が高くなっているところが多く、また、養分のアンバランスが顕在化しているところもみられる。このため、良質の堆肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術	半ぶん堆肥換算で 3~4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	詳に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
その他 留意事項	1. マルチ栽培技術 2. 被覆栽培技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類
	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 作型とN施肥量の目安

高冷地普通栽培：40kg/10a 高台普通栽培：36kg/10a

露地抑制栽培：32kg/10a 露地早熟栽培：36kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② 細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.0 施設ビーマン（抑制栽培、促成栽培、半促成栽培、雨除け栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は主として沿海地帯の児湯郡、宮崎市郡、東諸県郡の灰色低地土、黒ボク土で栽培されている。近年堆きゅう肥の多量適用により地力が高くなってきておりまた、養分のアンバランスが顕在化しているところもある。このため、良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用・局所施肥を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適切防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術		小ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術		対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術	雑草、病害虫	
	2. 生物農薬利用技術	害虫	
	3. フェロモン剤利用技術	害虫	
	4. 対抗植物利用技術	センチャウ類	
その他 留意事項	・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

注) 化学肥料(窒素) 施用の目安

ハウス抑制栽培 : 32kg/10a 促成栽培 : 48kg/10a 半促成栽培 : 27kg/10a
雨除け栽培 : 44kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.1 露地ビーマン（早熟栽培、トンネル栽培、普通栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は県内全域で行われており、3作型がある。良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用・局所施肥を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく綠肥作物利用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. 被覆栽培技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

注) 化学肥料(窒素) 施用の目安

早熟：44kg/10a トンネル栽培：36kg/10a 普通栽培：36kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.2 施設トマト（促成栽培、半促成栽培、ハウス抑制栽培、雨除け栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は4つの作型が県内全域で行われている。堆肥や肥料の多量適用により、地力が高くなっているところが多く、また、養分のアンバランスが顕在化しているところもみられる。このため、良質の堆肥や肥料を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2~4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. 生物農薬利用技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 使用の目安を超えて施用する堆肥や肥料の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。 交配にはマルハナバチを利用して、着果ホルモンをできるだけ利用しない。 		
留意事項			

・注) 作型とN施肥量の目安

促成(丸・ミニ) : 28kg/10a 半促成(丸・ミニ) : 16kg/10a
 ハウス抑制(丸) : 20kg/10a 雨除け栽培 : 24kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく天敵農業等による防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

ウ その他の事項

青枯病対策を総合的に実施する。

- (ア)
 - 防化ネット -

2.3 施設メロン（秋作、冬作、春作、夏作、ハウス促成栽培、ハウス半促成栽培）

（1）県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

メロンのハウス栽培は県内全域で行なわれており、アールスマロンで4作型、ハウスメロンで2作型がある。地力の維持と施肥効率の向上を図るために良質の堆肥を適正に施用するとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥を組み合わせた施肥体系とする。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥料等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. 生物農薬利用技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。 ・交配にはミツバチを利用する。 		

注) 化学肥料(窒素成分)の施用の目安

秋作・冬作・春作・夏作: 12kg/10a

ハウスメロン促成栽培: 8kg/10a 半促成栽培(後作): 48kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② 小め細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.4 地下メロン（トンネル露地栽培、半促成露地栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

地力の維持と施肥効率の向上を図るために良質の堆肥を適正に施用するとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥を組み合わせた施肥体系とする。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の実行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく、綠肥作物利用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 12kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術 2. 被覆栽培技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.5 施設すいか（半促成栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培はで宮崎市郡、西都市、児湯郡で行われている。堆肥の多量適用により、地力が高くなっているところが多く、また、養分のアンバランスが顕在化しているところもみられる。このため、良質の堆肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節肥料の施用、局所施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の日安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 18kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術	対象病害虫等 雑草、病害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	・ 土壌消毒は改良太陽熱が有効である。 ・ 使用の日安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に囲し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.6 地下栽培（トンネル栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は宮崎市郡、西都市、兒湯郡、西諸県郡で行われている。有機質肥料や緩効性肥料を主体とした施肥が行われているが、地力維持と施肥効率向上の観点から良質堆肥を適正に施用するとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせた施肥体系とする。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の助行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥等有機質施用技術 2. 土壤診断に基づく綠肥作物利用技術		牛ふん堆肥換算で 3 t /10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		16kg/10a
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
1. マルチ栽培技術 2. 敷覆栽培技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 ヤンチャウ類		
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥を基に、基肥の施用量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の助行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.7 施設かぼちゃ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本作型は主として官崎市郷の細粒灰色低地土で栽培されている。有機物の運用により地力が高くなっているが、堆肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の勧行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥料等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 促成37kg、半促成 16kg/10a以下
化学農薬 低減技術	<u>導入する個別技術</u> 1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術		対象病害虫等 雑草、病害虫 害虫 センチュウ類
その他 留意事項	・ 土壌消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・ 使用の目安を超えて施用する堆肥やう肥料の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の勧行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導人に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② やめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に關し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.8 鋼地かぼちゃ

(1) 県内全域

ゾ 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本作型は主として沿海地帯の細粒灰色低地土、黒ボク上で栽培されている。近年畑地帯では堆きゆう肥の多量施用による養分のアンバランスが顕在化してきている。このため、良質の堆きゆう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図ることが必要である。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく、綠肥作物利用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 日本種20kg、洋種 16kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 2. 生物農薬利用技術 3. 対抗植物利用技術	対象病害虫等 雑草、病害虫 害虫 センチュウ類
その他 留意事項	・使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の空隙量を減らす。 ・トンネル被覆による出産安定を図る。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に囲し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

2.9 施設にがうり（促成栽培、半促成栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質施用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 促成32kg、半促成 10kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の施肥量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.0 地域にがうり

(1) 岐阜全城

・ノ 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の削減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	総素成分量 26kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 2. 被覆栽培技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	対象病害虫等 雑草、病害虫 害虫 センチュウ類
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壌の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② 細かなる施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.1 ズッキーに（ハウス抑制栽培、促成栽培、半促成栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主産地の児湯地域は河川流域には灰色低地土、台地には黒ボク土が分布しているが、当作物は主に灰色低地土のハウスで栽培されている。良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局部施肥等を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の削減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 センチュウ類
その他 留意事項	・ 土壌消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・ 使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

注) 化学肥料(窒素) 施用の目安

促成・ハウス抑制 : 24kg/10a 半促成・早熟 : 24kg/10a

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入に当たっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に關し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが必要である。

3.2 施設ししとうがらし（促成栽培・半促成栽培）

（1）県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

地力維持と施肥効率向上の観点から良質堆きゅう肥を適正に施用するとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥等を組み合わせた施肥法とする。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくない肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 促成48kg、半促成 36kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
1. マルチ栽培技術	雑草、病害虫		
2. フェロモン剤利用技術	害虫		
3. 対抗植物利用技術	センチュウ類		
その他 留意事項	・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、堆肥の施用量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のために、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に關し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.3 穂地ししとうがらし（普通栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

地力の維持と施肥効率の向上を図るために良質の堆肥を適正に施用するとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥を組み合わせた施肥体系とする。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安				
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく、綠肥作物利用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a				
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 36kg/10a以下				
化学農業 低減技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入する個別技術</th> <th>対象病害虫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術</td> <td>雑草、病害虫 害虫 センチュウ類</td> </tr> </tbody> </table>		導入する個別技術	対象病害虫等	1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 センチュウ類	
導入する個別技術	対象病害虫等						
1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 センチュウ類						
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。						

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壌の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が必要である。この生産方式の導入に当たっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農業によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.4 施設なし（促成栽培、半促成栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

堆肥や堆肥の適用により地力が高くなっているが、地力の維持と施肥効率の向上を図るために良質の堆肥を適正に施用するとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局所施肥を組み合わせた施肥体系とする。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	注に別記
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術 2. 生物農薬利用技術 3. フィロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類
その他	・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆肥や堆肥の施用量に応じて、基肥の施肥量を減らす。 ・交配のためマルハナバチを利用して、着果ホルモンはできるだけ利用しない。	
留意事項		

注) 化学肥料(窒素成分) 使用の目安

促成栽培: 44kg/10a以下 半促成栽培: 30kg/10a以下

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために当たっての措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入に当たっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.5 露地なす（普通栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

堆肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用、局部施肥を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の勧行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく綠肥作物利用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 36kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. 被覆栽培技術（防虫ネット） 2. マルチ栽培技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	害虫 雑草、害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壌診断の勧行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壌の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく化学農薬によらない防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.6 いちご（促成栽培、半促成栽培）

1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用を組み合わせ、施肥効率の向上を図り、また有機質肥料の施用により化学肥料の低減と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 削減施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術 2. 生物農薬利用技術 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類
その他	・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。 ・交配にミツバチを利用する。	
留意事項		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

①土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

②きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のために、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく天敵農薬等による防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.7 施設オクラ（促成栽培、半促成栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

本栽培は主として県南部沿海地帯の灰色低地土で栽培されている。地力維持のため良質の堆肥を適量に施用し、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用・局所施肥を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 促成44kg、半促成 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	・土壤消毒は改良太陽熱消毒が有効である。 ・使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の空欄量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく天敵農薬等による防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.8 露地オクラ（トンネル早熟栽培、普通栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質の堆きゅう肥を適正に施用し、地力の維持に努めるとともに、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用・局所施肥を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の維持を図る。

マルチ栽培を基本として、病害虫発生予察に基づく適期防除の励行により、農薬散布の回数全体の節減を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく綠肥作物利用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 36kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術 2. 被覆栽培技術（防虫ネット） 3. フェロモン剤利用技術 4. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 害虫 害虫 センチュウ類
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るために措置に関する事項

①土壤診断の励行

本作型における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、有機質資材の適切な施用と施肥量の決定が重要となる。このため地域の農協、経済連の土壤分析センター等では農業改良普及センターと連携をとり、農業改良普及員の土壤診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壤の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

②きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく大敵農薬等による防除の効果的な実施に囲し、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

3.9 スイートコーン

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

作型は、トンネル早熟栽培が主体であるが、火山灰土壤でのマルチ栽培もある。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと、土壤診断に基づく適正施肥を行うことが重要である。

病害虫防除については、アブラムシ類の初期防除の徹底、マルチ栽培による雑草抑制等により最小限の農薬散布に努め産地の維持拡大を図る。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥（畠内施用）技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 2.9kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術		対象病害虫等 雑草、害虫
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

4.0 キャベツ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は沿海地帯の冬春作、中山間地域の夏秋作である。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと、土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の局所施肥（畦内施用）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したコナガ・アオムシ・軟腐病・黒腐れ病等の初期防除の徹底、病害抵抗性品種の導入、生物農薬や性フェロモン剤の利用等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壌診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2 t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 肥効調節型肥料施用技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 20 kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
	1. 生物農薬利用技術 2. フェロモン剤利用技術 3. 機械除草技術	害虫 害虫 雑草
その他 留意事項	・省力化のためには、設立てマルチ施肥機の利用、セル成型育苗による全自动移植機の利用が望ましい。 ・使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壌診断の勧行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

持続性の高い生産方式実施のためには、精度の高い病害虫発生予察情報の提供が重要である。この生産方式の導入に当たっては発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく人間農業等による防除の効果的な実施に向け、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

ウ その他の事項

① 機械化一貫体系による大規模経営農家の育成

自動播種機、全自动移植（セル成型育苗）、乗用管理機（中耕除草・防除）、収穫機の導入。

4.1 はくさい

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は沿海地帯の冬春作、中山間地域の夏秋作である。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断分析に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の局所施肥（畦内施用）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を利用したコナガ・アオムシ・軟腐病・黒腐病等の初期防除の徹底、病害抵抗性品種の導入、生物農薬や性フェロモン剤の利用等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機物資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 肥効調節型肥料施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 2.4kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 生物農薬利用技術 対象害虫：コナガ、アオムシ 2. フェロモン剤利用技術 対象害虫：コナガ、ハスモントウ 3. 機械除草技術 中耕を兼ねる	対象病害虫等 害虫 害虫 雑草
その他 留意事項	・省力化のためには、セル成型育苗による全自动移植機の利用が望ましい。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

ウ その他の事項

① 機械化一貫体系による大規模経営農家の育成

自動播種機、全自动移植（セル成型育苗）、乗用管理機（中耕除草・防除）の導入。

4.2 レタス

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は夏播き年内どり、秋播き冬どりである。また、秋まきのリーフレタスもある。

施肥については、良質堆肥や有機肥料の施用による土づくりと土壤診断分析に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の局所施肥（畠内施用）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用した軟腐病・灰色かび病等の初期防除の徹底により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2 t / 10 a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 肥効調節型肥料施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 1.6 kg / 10 a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草
その他 留意事項	省力化のためには、セル成型育苗による全自动移植機の利用が望ましい。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

ウ その他の事項

① 機械化一貫体系による大規模経営農家の育成

自動播種機、全自动移植（セル成型育苗）、乗用管理機（防除）、の導入。

4.3 ほうれんそう

(1) 岐阜全城

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

標高800mの地域で雨除け栽培がおこなわれている。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の施用を進めることが重要である。

病害虫防除については、初期防除の徹底、病害抵抗性品種の導入等とあわせて温湿度管理の徹底による耕種的防除により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安				
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a				
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 3.6kg/10a 以下(4作)				
化学農薬 低減技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入する個別技術</th> <th>対象病害虫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆栽培技術(雨よけ)</td> <td>病害</td> </tr> </tbody> </table>		導入する個別技術	対象病害虫等	1. 被覆栽培技術(雨よけ)	病害	
導入する個別技術	対象病害虫等						
1. 被覆栽培技術(雨よけ)	病害						
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。						

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の助行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

③ 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

4.4 ブロックリー

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は秋まき栽培が主体である。

施肥については、良質堆肥や肥料の施用による土づくりと土壤診断分析に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の局所施肥（圃内施肥）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したコナガ・ゾオムシ・軟腐病・黒腐病等の初期防除の徹底、病害抵抗性品種の導入、生物農薬や性フェロモン剤の利用等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2 t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 肥効調節型肥料施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 20 kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 対象害虫等 1. 生物農薬利用技術 対象害虫：コナガ、ゾオムシ 2. フェロモン剤利用技術 対象害虫：コナガ、ハスモソトウ 3. 機械除草技術 中耕を兼ねる	害虫 害虫 雑草
その他 留意事項	・省力化のためには、セル成型育苗による全自動移植機の利用が望ましい。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

ウ その他の事項

① 機械化一貫体系による大規模経営農家の育成

自動播種機、全自動移植（セル成型育苗）、乗用管理機（中耕除草・防除）、の導入。

4.5. にら

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は沿海地帯の10月から5月まで収穫する促成栽培であるが普通栽培もある。

施肥については、良質堆肥や肥料の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行い、かつ、肥効調節型肥料の局所施肥（畦内施用）を進めることが重要である。

病害虫防除については、温湿度管理の徹底による耕種的防除、マルチによる雑草抑制等により最小限の農薬散布に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 4t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 肥効調節型肥料施用技術		窒素成分量 促成72kg、普通 36kg/10a以下 (4回刈取り)
	3. 有機質肥料施用技術		
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術	雑草、害虫	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥や肥料の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の勧行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適切アドバイスを受けることが重要である。

4.6 深ねぎ

(1) 県内全域

ア・導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は春播き冬どり、冬播き秋どりが主体である。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の局所施肥（畦内施用）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したべと病・さび病・灰色かび病等やネギアザミウマ、ヨトウムシ等の初期防除の徹底により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安								
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2t/10a								
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 肥効調節型肥料施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 2.1kg/10a 以下								
化学農薬 低減技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入する個別技術</th> <th>対象病害虫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生物農薬利用技術</td> <td>害虫</td></tr> <tr> <td>2. フェロモン剤利用技術</td> <td>害虫</td></tr> <tr> <td>3. 機械除草技術</td> <td>雑草</td></tr> </tbody> </table>		導入する個別技術	対象病害虫等	1. 生物農薬利用技術	害虫	2. フェロモン剤利用技術	害虫	3. 機械除草技術	雑草	
導入する個別技術	対象病害虫等										
1. 生物農薬利用技術	害虫										
2. フェロモン剤利用技術	害虫										
3. 機械除草技術	雑草										
その他 留意事項	・省力化のためには、セル成型育苗等による移植機の利用が望ましい。										

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の助行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

ウ その他の事項

① 機械化一貫体系による省力

自動播種機、全自動移植（セル成型育苗）、乗用管理機（防除）、収穫機の導入。

4.7 こねぎ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

施肥については、良質堆肥や肥料の施用による土づくりと土壤診断に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の利用を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したべと病・さび病・やネギアザミウマ・ヨトウムシ類等の初期防除の徹底により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施肥技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 3.2kg/10a 以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術 1. 生物農業利用技術 2. フェロモン剤利用技術		対象病害虫等 害虫 害虫
その他 留意事項			

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農業低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 対応細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

4.8 まとめ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は秋播き早出し栽培である。

施肥については、良質堆肥や有機肥料による土づくりと土壤診断に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の局部施肥（圃内施肥）を進めることが必要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したべと病・さび病・灰色かび病等の初期防除の徹底により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥料等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局部施肥技術 2. 肥効調節型肥料施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		空葉成分量 1.8kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草	
その他 留意事項	省力化のためには、セル成型育苗による全自动移植機の利用が望ましい。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

ウ その他の事項

① 機械化・資材による省力

自動播種機、全自动移植（セル成型育苗）、乗用管理機（防除）、の導入。

4.9 らっせよう

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

作型は普通栽培であり、北諸県地域の特産品として栽培が盛んである。

施肥について、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行うとともに、肥料の時期に合わせて肥効調節型肥料の施用を進めることが重要である。

病害虫防除については、石灰の適期適正施用による白色疫病の発生防止、マルチや中耕培土による雑草の抑制等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2t/10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 球の肥力に合わせた施肥設計とする。 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 1.2kg/10a 以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 培土を兼ねる	対象病害虫等 雑草 雑草、害虫
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多岐市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

5.0 おおば

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

施肥については、良質堆肥や肥料の施用による土づくりと土壤診断に基づき圃場ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の利用を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したハダニやヨトウムシ類等の初期防除の徹底により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥料等有機質資材施用技術	
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施肥技術 2. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術	
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 生物農薬利用技術 2. フェロモン剤利用技術	対象病害虫等 害虫 害虫
その他 留意事項		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の施行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものが多数市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

5.1 ばれいしょ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

主な作型は冬・春作マルチ栽培、秋作栽培である。
施肥については、良質堆肥や有機肥料の施用による土づくりと土壤診断に基づき圃場

ごとに施肥設計を組み肥効調節型肥料の局所施肥（畦内施肥）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用した疫病・そうか病・アブラムシ等の初期防除の徹底により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 1.5 t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 1.4 kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術（春作） 2. 機械除草技術（秋作）	対象病害虫等 雑草 雑草
その他 留意事項		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、化学農薬低減技術も含めて農業改良普及員のソドバイスを受けることが大切である。

5.2 さといも

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

作型は早生種のトンネル栽培から中晩生種の普通栽培まであり、水田地帯では軒作作物として、また、畑作地帯では主要品目として栽培されている。

施肥については、皮質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行うとともに、品種に合わせて肥効調節型肥料の局部施肥（畦内施肥）を進めることが必要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したヨトウムシ類の初期防除の徹底、マルチや中耕培土による雑草の抑制等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2t/10a (早生・中生種) 3t/10a (晩生種)
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 品種ごとに芋の肥大に合わせた施肥設計とする。 2. 肥効調節型肥料施用技術 品種ごとに芋の肥大に合わせた施肥設計とする。 3. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 10kg/10a 以下 (早生種) 16kg/10a 以下 (中生種) 18kg/10a 以下 (晩生種)
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培 2. 機械除草技術（培土を兼ねる）	雑草 雑草	晚生種
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

注) 使用の目安としての窒素成分量は、作型により異なり、平成11年3月発行の「主要作物の施肥基準（宮崎県農政水産部・宮崎県土壤肥料対策協議会）」に準じる。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

ウ その他の事項

③ センチュウ対策として水田への作付けを推進する。

5.3 かんしょ

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

作型はトンネル早熟栽培から貯蔵出荷を行う普通栽培がある。水田地帯では転作物として、また、畑作地帯では主要品目として栽培されている。

施肥については、皮質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行うとともに、品種に合わせて肥効調節型肥料の局部施肥（県内施用）を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したハスモンヨトウ等の初期防除の徹底、マルチによる雑草の抑制等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛糞堆肥換算で 1t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局部施肥技術 2. 肥効調節型肥料施用技術 3. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 3kg/10a以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培栽培技術 2. フェロモン剤利用技術	対象病害虫等 雑草 害虫
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の助行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

5.4 だいこん

(1) 厳守企划

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

作型は秋まき加工用が主体で、輪作体系で秋作の主要品目となっている。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行うとともに、局所施肥を進めることが重要である。

病害虫防除については、発生予察情報を活用したコトウムシ類・キスジノミハムシの初期防除の徹底、中耕培土による雑草の抑制等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 1.5t/10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 3. 有機質肥料施用技術		施肥成分量 1.6kg/10a 以下(漬物用) 2.0kg/10a 以下(干切用)
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術 培土を兼ねる 2. フェロモン剤利用技術 3. 生物農薬利用技術		対象病害虫等 雑草 害虫 害虫
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の施肥量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

ウ その他の事項

① センチュウ対策として水田への作付けを推進する。

5.5 ごぼう

(1) 境内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

作型は春まき、冬まきトンネル栽培である。

施肥については、良質堆さくゆう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行うとともに、局所施肥を進めることが重要である。

病害虫防除については、ゴボウネモグリバエの前期防除の徹底、マルチや中耕培土による雑草の抑制等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安						
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 2 t / 10a						
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 1.8 kg / 10a 以下 (春まき) 1.4 kg / 10a 以下 (冬まき)						
化学農薬 低減技術	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入する個別技術</th> <th>対象病害虫等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. マルチ栽培技術 冬まきトンネル栽培</td> <td>雑草、害虫</td> </tr> <tr> <td>2. 機械除草技術 巻まき栽培 (培土を兼ねる)</td> <td>雑草</td> </tr> </tbody> </table>		導入する個別技術	対象病害虫等	1. マルチ栽培技術 冬まきトンネル栽培	雑草、害虫	2. 機械除草技術 巻まき栽培 (培土を兼ねる)	雑草	
導入する個別技術	対象病害虫等								
1. マルチ栽培技術 冬まきトンネル栽培	雑草、害虫								
2. 機械除草技術 巻まき栽培 (培土を兼ねる)	雑草								
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆さくゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。								

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

5.6 にんじん

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
作型は夏まき、冬まきトンネル栽培である。

施肥については、良質堆きゅう肥の施用による土づくりと土壤診断に基づく適正施肥を行うとともに、局所施肥を進めることが重要である。

病害虫防除については、黒葉枯れ病や斑点細菌病の初期防除の徹底、マルチや中耕培土による雑草の抑制等により最小限の農薬散布に努めることとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 2 t / 10a
化学肥料 低減技術	1. 局所施肥技術 2. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 2.0 kg / 10a 以下 (夏まき) 1.8 kg / 10a 以下 (冬まき)
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 冬まきトンネル栽培 2. 機械除草技術 夏まき栽培 (培土を兼ねる)	対象病害虫等 雑草、害虫 雑草
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆きゅう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壌診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに農業改良普及員のアドバイスを受けることが大切である。

V 花き類

5.7 キク（施設栽培）

(1) 県内全域

ア導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

キクは本県で最も生産の多い代表的な花きである。日長反応を利用し、周年生産が行われている。産地は沿海地帯から中山間地まで形成されている。キクの根は浅根性で、土壤中の酸素要求量も大きいため、排水性の良い、保水力のある肥沃な土壤が適する。施設栽培においては専作経営が多いことから連作が多い。そのため化学肥料の過剰により力が過剰になっている施設も見受けられる。

施肥については栽培終了時及び施肥前の土壤診断に基づく適正な有機物及び化学肥料の施用が重要である。

病害虫防除については、アザミウマ類の忌避効果と雑草抑制効果のあるマルチフィルムの利用をすすめることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥料等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術 2. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥や堆肥の施用量に応じて、基肥の縮紫量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壌診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壌診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

5.8 キク（露地栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

キクは本県で最も生産の多い代表的な花きである。品種毎の特性を活かし夏秋期の切り花が行われている。产地は主に中山間地に形成されている。

施肥については栽培終了時及び施肥前の土壤診断に基づく適正な有機物及び化学肥料の施用が重要である。

病害虫防除については、アザミウマ類の忌避効果と雑草抑制効果のあるマルチフィルムの利用をすすめることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 2. 対抗植物利用技術	対象病害虫等 雑草、害虫 センチュウ類
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の施行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが適当である。

② 発生予察に基づく的確な病害虫防除の実施

この生産方式の導入にあたっては発生予察情報を有効に活用するとともに、農業改良普及員、病害虫防除所職員等による巡回指導を活用する等適宜アドバイスを受けることが重要である。

5.9 バラ（施設栽培）

(1) 県内企城

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

バラは本県で生産の多い代表的な花きである。品種の特性を利用し、冬春期の生産が行われている。产地は沿海地帯を主体に一部中山間地まで栽培されている。バラは水年作物であり年間を通して、好適な樹体の栄養条件と、土壤中に無機成分濃度の維持が必要である。

施肥については定期・施肥前の土壤診断に基づく適正な有機物及び化学肥料の適用を行うとともに栽培期間中も土壤診断に努めることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 春から夏は有機質肥料を主体とする施肥体系とする。 (秋から冬は化成肥料を主体とする施肥体系とする。)		無機成分量 基肥 40kg/10a 追肥 20kg/10a
化学農薬 低減技術	導入する個別技術		対象病害虫等
	1. マルチ栽培技術 2. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 センチュウ類	
その他 留意事項	・硫黄燃焼剤等の使用により化学合成農薬等の使用を低減する。 ・使用の目安を超えて施用する堆さゆう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の施行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で生育中も定期的に土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

6.0 スイートピー（施設栽培）

(1) 塵内全城

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

スイートピーは本県の気象条件を活かした特産花きである。冬季の気象条件を活かし冬春期の生産が行われている。产地は沿岸地帯から中山間地まで形成されている。スイートピーの根は深根性で、直根からの細根量が少ないので、排水良好で、有機物の豊富な土壤で栽培する。施設栽培においては専作経営が多いことから連作が多い。そのために化学肥料の連用によりカリが過剰になっている施設も見受けられる。

施肥については栽培終了時・施肥前の土壤診断に基づく適正な有機物及び化学肥料の施用を行うとともに栽培期間中も土壤診断に努めることが重要である。

病害虫防除については、アザミウマ類の忌避効果、ハウス内の除湿効果、雑草抑制効果のあるマルチフィルムの利用をすすめることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく肥料の有機質資材施用技術	牛糞堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 50kg/10a以下
化学農業 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等
その他 留意事項	1. マルチ栽培技術 2. 対抗植物利用技術	雑草、病害虫 センチュウ類
	使用の目安を超えて施用する堆肥やう肥料の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する事項

① 土壌診断の助行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壌診断を受けるとともに、農業改良普及課のアドバイスを受けることが適当である。

6.1 デルフィニュウム（施設栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

デルフィニュウムは本県の特産花きである。冬季の気象条件を活かし冬春期の生産が行われている。産地は沿海地帯から中山間地まで形成されている。デルフィニュウムは排水性が良く、通気・保水性に富み肥沃な土壤に適する。

施肥については施肥前の土壤診断に基づく適正な有機物及び化学肥料の施用を行う。

病害虫防除については、アザミウマ類の忌避効果、ハウス内の除湿効果、雑草抑制効果のあるマルチフィルムの利用をすすめることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壌診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術 2. 対抗植物利用技術	対象病害虫等 雑草、病害虫 センチュウ類
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の施行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

6.2 トルコギキョウ（雨除け栽培）

(1) 西北山間地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

中山間地域のトルコギキョウは本県で今後有効な品目として栽培されている。

施肥については栽培終了時及び施肥前の土壤診断の実施と適正な有機物及び化学肥料の適用が重要である。

病害虫防除については、アザミウマ類の忌避効果と雑草抑制効果のあるマルチフィルムの利用をすすめることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 10kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. マルチ栽培技術	対象病害虫等 雑草、害虫
その他 留意事項	牛ふん堆肥の施用量1tにつき、基肥の窒素量を2kg/10a 減肥する。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

(2) その他の地域 西北山間地域に準じる。

6.3 ほおざき（雨除け栽培）

(1) 西北山間地域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

中山間地域のほおざきは地域の気象条件を活かし新たな産地形成をはかるる品目として位置づけている。

施肥については栽培終了時及び施肥前の土壤診断の実施と適正な有機物及び化学肥料の施用が重要である。

病害虫防除については、アザミウマ類の忌避効果と雑草抑制効果のあるマルチフィルムの利用をすすめることが重要である。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく堆肥等有機質資材施用技術		牛ふん堆肥換算で 3t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術		窒素成分量 18kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. マルチ栽培技術	雑草、害虫	
その他 留意事項	牛ふん堆肥の施用量1tにつき、基肥の窒素量を2kg/10a 減肥する。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

(2) その他の地域 西北山間地域に準じる。

6.4 芝（露地栽培）

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

芝は畑地灌漑地帯を中心に露地化が図られている。芝の生育は4~6月と9~10月に旺盛となるので、この前に適正量を施用する。

施肥については生育中の土壤診断に基づく適正な有機物及び化学肥料の施用を行う。

雑草対策として機械除草に取り組む。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づくたい肥等有機質資材施用技術	牛ふん堆肥換算で 5t/10a
化学肥料 低減技術	1. 有機質肥料施用技術	窒素成分量 基肥47kg/10a以下 追肥37kg/10a以下
化学農薬 低減技術	導入する個別技術 1. 機械除草技術	対象病害虫等 雑草
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥やう肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。	

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する措置に関する事項

① 土壤診断の勧行

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農協等で土壤診断を受けるとともに、農業改良普及員のアドバイスを受けることが適当である。

VI 飼料作物

6.5 飼料用トウモロコシ・ソルガム

(1) 県内全域

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

家畜から排泄される糞尿を有効利用して飼料作物を栽培、さらにこれを家畜に給与することにより資源を循環することが出来る。近年、家畜糞尿の多量施用によるカリの過剰となってきたいる地域も現れてきている。このため、施肥については、良質堆肥の施用と土壤診断に基づいた適正施肥により、化学肥料の低減を進めることが重要である。

また、機械除草等により除草剤散布の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容		使用の目安
堆肥等 施用技術	1. 土壤診断に基づく有機質資材施用技術 2. 土壤診断に基づく綠肥作物利用技術		4 t / 10a
化学肥料 低減技術	1. 肥効調節型肥料施用技術 2. 局所施肥技術		窒素成分量 6 kg / 10a 以下
	3. 有機質肥料施用技術		
化学農薬 低減技術	導入する個別技術	対象病害虫等	
	1. 機械除草技術 2. マルチ栽培技術	雑草 雑草	
その他 留意事項	使用の目安を超えて施用する堆肥の施用量に応じて、基肥の窒素量を減らす。		

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

① 土壤診断の励行

本地域における持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、地域の農業改良普及センター等で土壤診断、堆肥の肥診断を受ける受けることが適当である。

② きめ細かな施肥の実施

肥効調節型肥料には、肥効発現の速度が異なるものがいくつか市販されているので、栽培する品種の吸肥特性に合致した肥料を選択する。

第4 導入計画の認定

導入計画の認定制度は、持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図るため、導入指針に基いて農業者が作成する導入計画について、知事が認定し、当該計画の認定を受けた者（以下「持続農法認定農業者（仮称）」という。）に重点的に支援措置を講じようとするものである。

（ア）アーティ

1 導入計画の作成者

導入計画を作成することができる者は、次の（1）及び（2）を満たす者で、農業経営の主体である者（農業を営む者）とする。

- (1) 一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有していること。
- (2) 個々の経営における作物の種類、栽培する場所、導入する技術等の要素の選定に関し、決定権と判断力を有すること。

2 導入計画の作成等

- (1) 地域農業改良普及センターは、導入計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導、助言を積極的に行うものとする。
- (2) 導入計画は別記様式により作成する。提出は、知事あてとし、当該導入計画を実施しようとする農地を管轄する地域の支所・農林振興局に提出し、知事の認定を受ける。

3 導入計画の内容

(1) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

ア 農業生産に関する現状

イ 導入しようとする持続性の高い農業生産方式の内容

導入指針に基づくものとし、有機質資材の施用、肥料の施用及び病害虫や雑草の防除に関する技術のうち、一つ以上は新しく技術を導入することが必要である。すでに導入指針中の全ての技術を導入している場合は、認定の対象とはならないので留意する。

ウ 当該生産方式の導入に係わる農業生産の目標

当該生産方式により生産される農作物の作付け面積、収量、販売額、農業所得について、目標年までの推移を記載する。

エ 持続性の高い農業生産方式の導入の目標年

おおむね5年程度を基本とし、対象作物の特性、導入技術の難易度、作付け体系等を勘案して適切な期間を設定する。

(2) (1) の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

ア 必要な資材、機械及び施設の購入等に関する計画

対象作物、導入技術、作付け面積等からみて、購入する資材、機械及び施設

の種類や規模が最適なものとする。

イ 必要な資金の種類、金額及び導入予定期並びにその活用計画

経営的に見て過剰な投資とならないよう、計画的な導入を行うことが必要である。また、資金の活用に当たっては、持続農法認定農業者については農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例が適用されることに留意する。

(3) その他農林水産大臣が定める事項

ア 持続性の高い農業生産方式を導入しようとするほ場の土壤診断の結果を添付すること。

4 導入計画の認定基準

(1) 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。

具体的には、導入しようとする生産方式が導入指針で示した作物別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していること。

(2) 目標とされている持続性の高い農業生産方式に係わる作付け面積が相当部分を占めること。

具体的には、持続性の高い生産方式を導入しようとする作物ごとに、その生産方式による作付け面積が、当該作物の作付け面積全体のおおむね5割以上を占めること。

(3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。

具体的には、導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。

(4) 法律第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。

具体的には、持続性の高い農業生産方式の内容から見て設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類が適切なものであるか等導入計画に記載されている措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切であること、また、地力増進対策の定められた地力増進地域にあっては、導入計画に係わる農地について、当該対策指針に促した整備が行われているものと認められること。

5 導入計画の変更等

(1) 農業者が認定を受けた導入計画に従って行う措置については、金融・税制上の特例等の支援措置が講じられることから、持続農法認定農業者が当該認定に係わる導入計画を変更しようとする場合には、その内容がこれらの支援措置の対象とするのにふさわしいものか否か、知事が改めて判断する必要があるため、計画作成に準じて知事の認定を受けなければならない。

(2) 持続農法認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、知事はその認定を取り消すことができる。

ただし、法律の趣旨にかんがみ、持続農法認定農業者が持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合において、認定導入計画を達

成するよう積極的に必要な助言、指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて導入計画の変更について指導を行うものとする。

第5 農業改良資金助成法の特例

農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第131号）第1条第1項の表第6号に掲げる資金は、農業者が環境保全型農業を導入する際に必要な資金であるが、農業者が導入計画の認定を受けて持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式が堆肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であることから、複数の技術の導入に必要な機械、施設等を備える必要があり、通常の場合と比べ、農業機械の取得等に要する費用が高額となることが想定される。

このため、貸付限度額の基準となる標準資金需要額を20万円／10aから32万円／10aに引き上げられるとともに（農業改良資金助成法施行規則（昭和39年農林省令第19号）第1条第6項）、償還期間（据置期間を含む。）を10年から12年に延長された。

第6 税制の特例

持続農法認定農業者に対する課税の特例は、租税特別措置法（昭和32年法律第2号）第10条の4第1項第6号及び第42条の7第1項第6号並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第5条の6第9項及び第27条の7第10項の規定に基づくものである。この措置は、導入計画の認定を受けた農業者が別表1に掲げる農業機械を取得した場合、その初年度において、取得価額の30%の特別償却又は取得価額もしくはリース費用の百分の六十の7%の税額控除（所得税額の20%を限度）を選択適用できることを内容とするものである。

第7 その他

1 援助

持続農法認定農業者による認定導入計画の達成を促進するため、地域農業改良普及センターによる導入計画の策定の指導・助言、農業改良普及員の巡回による技術指導等に努めるものとする。

2 報告の徴収・罰則

持続性の高い農業生産方式の内容は、土づくり、肥料の施用、農薬の使用に関するものであり、必ずしもその導入にあたり農地の取得、特定の施設の整備等を伴うものではないことから、持続農法認定農業者が実際に当該生産方式を導入しているかどうかについては、外見からは明確には判断できないことが多いと考えられる。

このため、農業者の導入計画の実施状況を確實に把握することができるよう、法

律第9条により知事は必要に応じて農業者から報告を求めることができる。

また、持続農法認定農業者が知事から報告を求められた場合に、報告をせず、あるいは虚偽の報告をしたりすることのないよう、報告収集の実効性を担保するため、法律第10条により罰則の規定が設けられている。

なお、知事から報告収集を求められた場合に的確に実施状況を報告するために、持続農法認定農業者は農作業日誌などの記帳及びその保存を行うことが求められる。